

第4回 施設型給付関係分科会 議事録（要約版）

日時：平成26年8月28日（木）19時～21時

場所：佐世保市中央保健福祉センター6階「研修室1」

質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
特定教育・保育等に係る「量の見込」と「供給確保方策」について	
量の見込について、佐世保市の近辺にある、佐々町や、東彼杵郡、有田町などの周辺部から、佐世保市のほうに入ってきている子ども達はどういうふうに扱っているか。	今回の分については、佐世保市民を対象にしたニーズ調査をベースにしているので、広域で、他の町から入所されている方はカウントされていない。逆に、佐世保市内の方が、市外の保育所に行かれている方とプラスマイナスしなければいけないが、厳密に市外の方の分をどう取り込んでいくのか難しく、現時点では加味をしていない。
供給確保の具体的な方策についてはどう考えているか。	ニーズ調査の数字、各園の状況、そういったものを踏まえて、今後、園と市のほうで、供給確保策については調整させていただく形になる。
供給枠が不足する場合は、認可外から認めていただきたいと思うがいかがか。	各施設から利用定員とか、認可移行の部分も含めて数字をいただいているところであり、認可外の分も供給枠の中に入っている。認可への移行に関しては、子ども未来部と協議しながらすすめていくという流れになるかと思う。
認可外から認可になる場合、12月になったり、1月になったりということだけはしてほしい。	認可の移行希望がある施設については、供給のほうに人数を入れている。施設基準がこれからどういうふう、認可に合わせていかれるかという問題は県と調整をしながら、施設のほうからも県に働きかけをされるなどしていただきたい。
新させばっ子未来プラン（仮称）について	
グループインタビューについて、どういった関連グループにインタビューされたか。	主に、地域別、母親を中心とした自主サークル、民生委員さんの地域活動サークル、障がい児の支援を行っているサークルや障がい児を持つ保護者の方に対してグループインタビューを実施した。
保育士・教職員研修の講座の受講人数が500人くらい減っている理由は。	平成22年度から保幼小連携講座を別の枠として設けたため、受講人数も分けることになった。結果的にこちらの研修受講人数が減少した。

質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
保育士が少ないなかでこれを誰が実施するのか。	行政だけでは解決しない問題なので、皆さま方と協力し、協議しながら、このプランがうまくいくように推進していきたい。
具体的なプランとか、こういうふうな事をやっていこうというような具体策はいま何かあるのか。	常にお子さんにとってどういう支援が必要なのかを念頭に、安全安心で子育てしやすい環境づくりということを念頭に計画をつくっていききたい。具体事業については、今日お出ししたのはほんの一部であり、詰めていって次回までにお示ししたい。
予算がかかると思うが、民間と図書館の一緒のサービスという感じで読み聞かせはできないものか。	図書館のほうでは、かなり、子どもたちに対する読み聞かせにも力を入れている。会が終わった後も部屋を開放して、お母様どうしの交流というような、どちらかというと子育て支援関係の行事もやっているの、そこに保育士や保健師などが出向いて悩みをうかがうというような、図書館との連携の新しい取り組みとかは考えられる。検討していきたい。
佐世保市は、父子家庭に対して何か取り組まれているのか。	児童扶養手当というひとり親家庭に対する助成があり、母子家庭だけでなく、父子家庭にも同様に助成をしている。また、福祉医療といって、ひとり親家庭の方にも、子どもさんが高校を卒業されるまでは子どもさんと、子どもさんが20歳になるまでは親御さんに対して医療費の助成も、母子、父子ともに行っている。
保幼小連携に関して、小佐々はいま公立の幼稚園があるが、実際これから公立の幼稚園がなくなる方向で考えられているところがあり、実際に入る小学校と関係のない地区の幼稚園になってしまうので、保幼小連携が出来ていないことになるのではないか。	私立幼稚園でも周辺から通園している子どもが多い。小学校区が違ってても対応できるよう、市内を7つのブロックに分けて保幼小連携を推進している。
親が病気になったときとか、救急車で運ばれたとか、子どもを預けるところがない場合、緊急時の預け先については今後確保されていくのか。一時預かりは、在園児や卒園児が対象となるというような制限があると聞いたことがある。	一時預かりについては、自主事業で実施されているところは対象者の制限も行う場合もあるが、補助事業でされているところについては在園児や卒園児に関係なく、空き状況にもよるが利用可能である。 病児保育などは事前登録が原則だが、当日急にお子様の熱が出るなど予定の立たない利用というものもある。その場合、病児保育室でも、朝から登録票を書いたただく手間はとるけれども、当日の利用もうけていた

質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
	だいている現状もある。 また、ショートステイやファミリー・サポート・センター事業もあり、相談内容によって対応している状況である。新制度では保育コンシェルジュが各サービスへ案内していくことになる予定。
その他（前回分科会終了後の質問）について	
（事務局から年末年始の保育所開所について、分科会内でご意見を伺ったことに対し、委員から質問があったもの） 現状では、日曜祝日と12月29日～1月3日までは開所しなくてもいいということになっているのか。	現在、日曜祝祭日（カレンダーに赤で書いてある日にか）ち）、それと前からの慣習だとは思いますが、一般的に12月29日～1月3日まで、官公庁の開庁日と同じ形でお休みをしていただいている。 （委員発言） ・年末年始も開所しているが、正月は子どもの面倒を見る人がいるのか、あまり利用者は多くない。むしろ3連休や4連休などの時の方が子どもを預ける人が多い状況である。